

令和元年度 第2回下野市歴史的風致維持向上協議会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月16日(月)午後2時00分～4時00分
2. 開催場所 下野市庁舎3階304会議室
3. 定数 16名
4. 出席の委員 苅谷勇雅、阪田和哉、小林利孝、長田哲平、川嶋恵美子
小嶋教敬、中村恭子、分田久貴、石川明範、坪山仁、瀧澤卓倫
高相裕代理
5. 欠席の委員 熊倉雄一、滝澤芳夫、荒川省二、長 勲、
6. 事務局 建設課長：保沢明、商工観光課長：伊澤巳佐雄、
文化財課長：山口耕一、都市計画課長：伊澤仁一
建設課課長補佐：倉持吉男、農政課課長補佐：米井正和
商工観光課主幹：大口貴史、同主幹：野口修一
文化財課副主幹：橋本高志、生涯学習文化課主事：大橋祐太
都市計画課主幹：小野田輝久、同副主幹：飯野博之
7. 会議の進行 都市計画課長：伊澤仁一
8. 議題の説明 建設課長：保沢明、商工観光課長：伊澤巳佐雄、
文化財課長：山口耕一、都市計画課長：伊澤仁一
農政課課長補佐：米井正和、生涯学習文化課主事：大橋祐太
文化財課副主幹：橋本高志、都市計画課主幹：小野田輝久
9. 会議の記録 副主幹：飯野博之
10. 議 題
 - (1) 歴史的風致維持向上計画の進行管理について(資料1)
 - (2) 令和元年度 進行管理・評価シートについて(資料2)
11. 会議の経過
都市計画課長(伊澤仁一) 開会
会長(苅谷勇雅) あいさつ
都市計画課長(伊澤仁一)

本協議会の成立要件につきましては、下野市歴史的風致維持向上協議会設置要綱第6条第2項の規定により、「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されております。

事前に4名の方から欠席ということで連絡をいただいております、本日の出席者は12名となっております。

過半数を超えておりますので、成立要件を満たしていることを報告いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、同要綱第6条第1項の規定に基づきまして、苅谷会長にお願いいたします。

会長(苅谷勇雅)

ただいま事務局から報告がありましたように、定足数を満たしておりますので

この審議会の成立を宣言いたします。

議事に入る前に、会議録署名人の指名ですが、2名の方、小島委員と中村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

早速でございますが、議事に入らせていただきます。

歴史的風致維持向上計画の進行管理について事務局から説明をお願いします。

事務局（小野田輝久）

議事（1）歴史的風致維持向上計画の進行管理について

それでは資料1 歴史的風致維持向上計画の進行管理について、説明をさせていただきます。

平成31年3月に策定された下野市歴史的風致維持向上計画では、計画期間を令和10年までとし、下野市の歴史的風致の維持向上のために20事業を展開することとしており、その計画の進行管理・評価については、歴史まちづくり法に基づき、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより管理していくこととしております。

計画については毎年度、自ら管理するとともに、計画に記載された方針の達成状況等について、計画期間の中間と最終年度に自己評価及び外部評価を行うことで、計画に位置付けられた方針の達成及び課題の改善の着実な進展を図ってまいります。

続いて2. 進行管理・評価の概要ですが、計画の進行管理・評価には、計画の取組みに対して毎年度評価を行う「進捗評価」と計画期間の中間及び最終年度に評価を行う「中間・最終評価」の2通りの手法により実施します。

進捗評価は、6つの評価軸ごとに、施策・事業の進捗状況を自己評価し、次年度以降の取組みに反映していきます。

中間・最終評価については、まず、方針の達成状況や波及効果、歴史的風致の維持向上の状況など「計画の達成状況」について自己評価を行い、歴史・文化・景観等の観点から適切な整備が行われているか、事業の質について有識者（景観審議会委員及び文化財保護審議会委員等）による外部評価を行います。

この2つの評価を実施し次期計画に反映してまいります。

次に資料の2頁及び3頁は、評価の流れをフロー図及び時系列のスケジュールにまとめたものでございまして、進捗評価の流れにつきましては、進行管理・評価シートを作成し、法定協議会である歴史的風致維持向上協議会においてご意見をいただき、5月に国土交通省に提出し、国との間で内容を調整後、評価結果について7月に市ホームページにより広く市民へ公表する予定です。

次に、令和5年度と令和10年度に予定しております中間評価・最終評価のスケジュールは3頁のとおりでございまして、庁内委員会の意見を聴取し、国との内容調整を行いながら、中間・最終評価案を作成します。

その後、市民を対象としたパブリックコメント及び歴史的風致維持向上協議会の審議を経て、中間評価・最終評価案を国に提出し、国との内容調整後、市ホームページにより広く市民へ公表します。

進行管理の説明については以上となります。

会長（荻谷勇雅）

今の説明にご質問のある方はいらっしゃいますか
質問がなければ次の議題に参りたいと思います。

令和元年度の進行管理について、各事業担当から順番に事業の進捗状況の説明をお願いします。

最初に生涯学習文化課をお願いします。

生涯学習文化課（大橋祐太）

資料2の14頁をご覧ください。

生涯学習文化課としましては、「**伝統文化体験事業**」として、今年度を実施した事業について説明させていただきます。

本事業は、次代を担う子どもたちに対して、市や伝統文化関係団体が実施する伝統文化、生活文化、国民娯楽などを無償または少額で体験・入門できる教室や民俗行事を学ぶ公民館講座などが対象であり、2つの事業を報告します。

はじめに、伝統文化関係団体が実施する伝統文化親子教室の支援ではありますが、子どもたちの練習成果を発表する場として、文化のフェスティバルを昨年12月8日に道の駅しもつけにおいて開催しました。

実施団体は6団体で、各教室10名ほどの参加者となりました。

実施の状況は、資料の写真からもご確認いただけるかと思います。

事業実施において、各団体の実績報告から、子どもたちが伝統文化を身近に感じられ、興味関心に繋がった、礼儀を学ぶきっかけとなった、保護者も伝統文化に対する関心が増した、習得により子どもの自信につながったなどの効果が見いだせました。

指導者の中には、覚えの早さに驚いたとの報告もあり、伝統文化継承に手ごたえを感じている方もいました。

また、市が主体で合同発表の場を提供することで、発表の合間に子どもたちや保護者の方が別の教室の発表を体験できたことは、伝統文化を通じた交流につながったと考えております。

次に、公民館講座で「日本の歳時記の伝統を守る～わらでっぼうづくり～」と題して藁鉄砲づくり体験を行いました。

10月4日、南河内公民館にて講師を招き、「明日の吉田村を考える会」を開催したところ、4名の方が参加されました。

参加者は講師とマンツーマンで細かいところまで説明してもらいながら、熱心に取り組んでいました。

最後に、実践として歌を歌いながら地面を叩き、遊びを体験しました。

生涯学習文化課からの説明は以上です。

会長（荻谷勇雅）

生涯学習文化課の内容について、ご意見ご質問ありますでしょうか。

委員（阪田和哉）

今後の管理の関係からも、何人参加したか、どんな年代が参加したのか、把握しておいた方が良いのではないのでしょうか。

今後、国への報告の中で、数値での報告というものが求められてくるのではないのでしょうか。

最近、国がそういったエビデンスを正確に示すように多く言われるようになってきていることから、常に数値化し把握することで、報告できるものは報告するような姿勢があつていいと思います。

国と相談してからということになると思いますが、検討していただければと思います。

会長（荻谷勇雅）

生涯学習文化課の説明では、数値化しているものもあれば無いものもありますね。それから、わらでっぼうに関するイベントの写真はありますか。

生涯学習文化課（大橋祐太）

あります。

会長（荻谷勇雅）

それでは、資料に付け加えてください。

その他、ご意見、ご質問等ございますか。

無いようですので、説明ありがとうございました。

続きまして農政課に説明をお願いします。

農政課（米井正和）

資料2の16頁をご覧ください。

農政課としましては、「干瓢生産・消費推進事業」について、ご説明させていただきます。

今年度は、干瓢生産について、干瓢の良質苗の提供及び生産機械・施設等への支援を行いました。

良質苗の提供については、JAおやま、JAうつのみやの生産部会を通じ、約24,000本の良質苗購入費約3,750,000円に対し1/3の補助約1,250,000円の補助を行いました。

続いて、機械・施設への支援ですが、干瓢乾燥用ヒーター、乾燥用パイプハウス、干瓢剥き機等の購入に対し1/2の補助を行いました。特に困っている点ですが、干瓢剥き機ですが、昨年、1台作っていただいたのですが、現在、生産する農機具店が無いということで、これが最後の1台になってしまったとのこと。

干瓢剥き機については、県を通じて生産をお願いしていきたいと考えています。

次に、消費拡大への支援について、7月末に「しもつけかんぴょうまつり」を実

施し、小学生の干瓢剥き体験約70玉と重さ当てクイズ、干瓢巻きゲーム、ジャンプでポンのゲームを行い、下野市産の干瓢のPRを行いました。

また、干瓢を使った料理ですが、今回、石橋地区のゆうがおパークで開催しました。道の駅しもつけでは、「しもつけかんぴょうまつり」記念として、食のオープンスクールとして干瓢料理教室を行いました。

続いて、スケジュール表をご覧ください。

来年度につきましては、今年度同様の事業を実施してまいります。5月から9月につきましては、干瓢苗及び機械施設の補助を実施する予定です。

また、7月下旬には「しもつけかんぴょうまつり」及び干瓢料理教室を行う予定であり、「しもつけかんぴょうまつり」は来年で10回目になりますので、若干、内容の見直しを行い開催したいと考えております。

さらに、5月から10月にかけて干瓢販売店、農産物直売所マップを作成し市民に配布、のぼり旗を作成してPRしていきたいと思っております。

会長（荻谷勇雅）

干瓢剥き機が最後の生産となる話を受けて大変なことと思いますが、今後はどうなりますか。

農政課（米井正和）

一昨年あたりから生産しないということでしたが、偶然、市内の農機具店に部品があったため生産することができました。

今後は難しいということで、県へお願いしているところです。

会長（荻谷勇雅）

令和2年度に機械設備の補助とありますが、干瓢剥き機とは別の機械への補助ですか。

農政課（米井正和）

乾燥機やビニールハウスの換気扇等干瓢生産に関わる機械設備の整備に対して助成するものです。

会長（荻谷勇雅）

その他、ご意見、ご質問等ございますか。無いようですので、説明ありがとうございました。続きまして、建設課より説明をお願いします。

建設課長（保沢 明）

資料2の21頁「下野薬師寺いにしへの道整備事業」について、説明をさせていただきます。

この事業については、未着手となっております。

当初は、20頁の薬師寺周辺駐車場等整備事業と併せて都市再生整備計画によ

り計画をしていたものでありますが、事業時期が合わなかったため、建設課単独で整備をしていくものです。

事業実施については、できるだけ有利な財源確保のため、補助事業を活用する予定です。

事業の内容といたしましては、下野薬師寺周辺の下野薬師寺歴史館や薬師寺（旧安国寺）、薬師寺八幡宮、龍興寺を結ぶ道路整備になっており、安心安全な通行帯の確保と、歴史的情緒を体験できる道路の美装化を計画しております。

今後は、地域住民との合意形成を図りながら、拡幅か現道幅で整備するのか等、具体的な整備計画を検討していきたいと考えています。

また、補助事業については、都市再生整備計画を活用する予定でしたが、道路整備単独では難しい面もあるため、街並み環境整備事業を活用できるか検討しているところです。

令和2年度は、整備実施に向けた問題点・課題等の整理・整備計画等の検討を行う予定です。

また、街並み環境整備事業を活用するためには、整備計画書の作成が必須となるため、計画書策定には1年間程度の期間を要することになります。

会長（荻谷勇雅）

進捗状況の中で、現計画では事業目的が不明瞭であり、整備効果が見込めないと記載してありますが、ここまで言ってもいいのですか。

これでは、廃止という形になると思いますが。

建設課長（保沢 明）

現時点では、何の調整も行っていない状況ではありますが、廃止するという考えはありません。

会長（荻谷勇雅）

市道4131号線は車道ですが、端の方に歩道整備するのか、または、現道の中で歩道を整備するのですか。

建設課長（保沢 明）

整備方針についてはまだ不明瞭であり、拡幅して歩道を整備するのか、現道の中で歩道帯的なものを整備するのか未決定となっております。

会長（荻谷勇雅）

それでは、早急に検討をしていただきながら、進めていただきたいと思います。

その他、ご意見、ご質問等ございますか。無いようですので、説明ありがとうございました。

続きまして、商工観光課より説明をお願いします。

商工観光課長（伊澤巳佐雄）

資料2の10頁をご覧ください。

まず、「天平の丘公園・下野国分寺跡を活用したイベント事業」でございますが、春のイベントとして3月20日から5月上旬にかけて「天平の花まつり」を実施し、夏のイベントとしては8月23日から25日にかけて、約4000個のカップ型燈籠にロウソクを入れて幻想的な明かりを燈した「しもつけ燈桜会」を実施したところ、約7,500人の来場者がありました。

また、秋のイベントとしては、11月上旬に「天平の芋煮会」を実施いたしました。

その他のイベントとしては、年間を通して来園者を増やすため平成30年4月に古民家カフェをオープンしておりますが、ファミリー層の利用が特に増加し、子供を遊ばせるための遊具を求める声が多かったことから、「古民家カフェ」の南側広場に大型遊具を設置し、3月20日より利用ができるようになります。

次に、資料2の18頁をご覧ください。

「天平の丘公園再整備事業」であります。現在の天平の丘公園は、天平の花まつりや芋煮会などのイベント時に多くの方が訪れておりますが、イベント開催時期以外は閑散としている状況であります。

また、駐車場やトイレ・休憩所などは整備から30年余りが経過し、施設の老朽化や多様化する観光客のニーズに対応できていない状況にあることから、年間を通して多くの利用者が訪れるような魅力的な公園になることを目的に再整備を検討しております。

再整備に当たっては、この「歴史的風致維持向上計画」で国分寺区域が重点区域になったことから、社会資本整備総合交付金を活用した整備が可能になったため、この交付金の活用を考えております。

スケジュールについては、今年度は、花まつりやマルシェイベントなどで公園利用者に行ったアンケート結果を基に、同公園の再整備基本構想を策定いたしました。

令和2年度では、交付金を受けるために必要となる、基本計画及び都市再生整備計画などの策定を予定しております。

現時点では、令和4年度から社会資本整備総合交付金を受けて5年間の事業として整備していく予定であります。

次に、資料2の20頁の「薬師寺周辺駐車場等整備事業」であります。道の駅の周辺は全て土地改良事業により再整備された農地であることから、土地改良整備完了後、8年間は農業振興地域の除外が行えない状況でございました。

令和2年4月1日に規制期間が終了したことから、道の駅東側に約4,000㎡、約140台分の駐車場の整備を計画しており、用地取得については地権者2名から既に同意を得ておりますので、令和2年3月に農振除外申請、同年10月中旬に農振除外完了し、令和3年3月末、砂利敷での駐車場の仮オープンを予定

しております。

その後、令和3年度中に舗装での駐車場整備を行う予定であります。

会長（荻谷勇雅）

天平の丘公園再整備事業ですが、文化財として指定されている周辺になりますが、文化財としての価値の維持向上とこの再整備の調整について、文化財課と十分な協議等は行っていますか。

商工観光課（大口貴史）

天平の丘公園の東側に尼寺跡、西側に国分寺跡があるわけですが、文化財保護法の改正による保護だけではなく、今後は、その史跡を活用していこうということで、歴史的風致維持向上計画に基づく公園の再整備により、多くの人を呼び込んで周辺の史跡地との周遊をできるような施設整備をするために、文化財課とも調整を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

ただ、史跡地については、直接手を付けることはできないので、公園の南側の史跡地ではない部分の整備を考えております。

会長（荻谷勇雅）

文化財指定地の周辺の環境や景観をどのようにしていくのかということが、これからの保存を行う上で、大切な話になるので、指定地以外ならある程度自由というのではなく、計画を作り実際の整備実施については、十分に文化財課担当と協議をしておかないと正に縦割りになってしまい、この歴史的風致維持向上計画を推進する意味がなくなってしまうと思います。

小林委員、この件について、何かありますか。

委員（小林利孝）

この件につきましては、会議の時に関連する話題が出ました。

少し難しいところがありまして、速やかに実施できないところに長い歴史にあるのではないかなと私は感じました。

詳しくは、文化財課の山口課長が会議に出席していますので、山口課長から説明してもらえますか。

文化財課長（山口耕一）

一年前になりますが、文化財課に所属していた学芸員が商工観光課に異動したことから、文化財の知識のある中でこの計画の摺り合わせを行い、ガイドラインに沿った形で計画を作っていただきました。

商工観光課でも、その辺は理解していただき、何かあれば連携をとらせていただくということになっております。

いわゆるバッファゾーンの考え方ではありますが、この計画に出てくるエリアは基本的に国指定地の周縁部に相当します。この部分は指定地ではありませんが、

埋蔵文化財の包蔵地に該当します。

今回、遊具を設置する場所は発掘調査が過去に行われ記録保存され、造成が終了した場所になります。

また、公共事業などの際には、過去の発掘調査成果を元に遺構の無かった場所に構造物等の設置を計画してもらうよう協議してあります。

会長（荻谷勇雅）

先ほどバッファゾーンについての話がありましたが、世界遺産の周辺部のバッファゾーンでは、史跡とか文化財指定地以外の周辺部の整備に当たって、その整備内容が文化財にどのような影響を与えるか厳しく議論します。

ヘリテージインパクトアセスメントとありますが、それと同じような話を世界遺産でなくても考えて行わなければならないと思います。

これから再整備をするためには、間違いがあってはならないので、しっかりやっていただきたいと思います。

例えば、既に文化財の発掘調査を行い、格付けをすればいいのか、或いは、そこに遊具を整備したときに、その場所に相応しい物なのかを十分に議論したうえで取捨選択していくことが、歴史的風致維持向上を図ることになると考えております。

委員（阪田和哉）

18頁の再整備事業ですが、今話題に上がった文化財を守っていくというところと、商工観光を盛り上げていくというところの整合を図っていくことも重要ですし、設問の中で示された利用者、市民の方の考えをきちんと把握し、それをきちんと踏まえながら、基本構想の検討策定に進んだというところも、説明としてあってもいいのかなと思います。

来場される方の調査とかも丁寧にやってあるので、アピールしてもよいのかなと思いました。

10頁のイベントの方ですが、残念ながら日曜日は雨だったということですが、話を伺うと盛況だったのかなと感じられました。

課題対応のところで、一部電源設備に問題があるということなので、そこも改めたいでしょうし、単に灯籠に灯がともればよいということではないと思います。

そこに来てくれた方が感動し、次年度以降もイベントとして人気があるものとして実施していくのであれば、事前の広報がうまくいったところや事後の報告を良く伝えることも重要なことですし、こんな成果があったとか、こんな課題が検討されているとかも書かれれば次につながると思います。

会長（荻谷勇雅）

20頁の「薬師寺周辺駐車場等整備事業」ですが、かなり長い計画や整備の期間がかかるとは思います。地図で見ると薬師寺と事業箇所が離れていると感じられるが、薬師寺の史跡の保存活用のためにこの駐車場がどのように資するか説明い

ただきたい。

例えば、ここに駐車して史跡まで皆さん歩いて行くのか、それとも、特定のバスとかになるのですか。

商工観光課（野口修一）

道の駅しもつけと史跡地は、若干、距離がありますが、薬師寺史跡にお客様を呼び込もうとした場合、車で来る方が多く駐車場が必要となります。

史跡地内だと駐車場の整備もできないということから、玄関口の道の駅に駐車場を整備しようということになりました。

最初の計画では、道の駅から自転車や徒歩での誘導を考え、建設課の道路整備と併せた整備を考えていましたが、施行時期が合わないと言うことで単独での整備になってしまいました。

会長（荻谷勇雅）

アクセスの仕方として、何か計画に書き込むことができないと別の話に聞こえてしまうと感じられましたので、その辺をうまく記載した方が良いのでないかと感じました。

その他、ご意見、ご質問等ございますか。無いようですので、説明ありがとうございました。続きまして文化財課より説明をお願いします。

文化財課長（山口耕一）

資料2の3頁「**下野薬師寺跡保存整備事業**」について、説明いたします。

下野薬師寺跡の第3期史跡整備計画事業計画となりまして、これまで、旧町の時代から史跡整備を進めてまいりましたが、大正10年3月3日の国指定から99周年目を迎えました。

旧南河内町時代から史跡整備に着手し、約30年経過しており、第3期の整備計画では、旧安国寺の境内北側の四角で囲まれている部分を公有化予定箇所として計画しております。

県道の東側の公有化予定地は、現在、民家が建っていますが、建て替えをしたいとの申し出があり、建て替えでなく移転でお願いしたいと協議したところ同意をいただきました。

予定地の北の部分は、東門跡と推測されてきましたが、調査の結果、門以外の建物があったと思われることから、今回、公有化し、整備を進めたいと考えています。

また、周辺の道路につきましても、バッファゾーンという考え方で、周辺の環境や景観に配慮しながら整備をしたいと考えています。

次に、資料2の5頁「**下野国分尼寺跡保存整備事業**」になります。

下野国分尼寺跡は、公有化を平成24年から実施しています。

57年前、工場の造成中に尼寺の主要建物である金堂や講堂、中門などが偶然発

見され、そのまま保護の措置が取られ、全国の尼寺として初の史跡整備が行われました。それから50年以上経過しており、また、その後の調査で更に寺院の範囲が広がることが判明し、第2期史跡保存整備事業として国分寺聖武館の北側にある既存林、約10,000㎡についても公有化を図りました。そこも今回の整備対象地域となります。

既存林として残る雑木については、管理の為一部伐採を予定しています。また、抜根については、遺構の損壊を防ぐため自然に腐るのを待つこととします。

西門から続く園路の整備も実施しますが、図中示した窪地の埋戻しは、戦前、戦後に思川の砂利を採掘してトロッコ列車で運んだ線路の跡地であり、旧地形に併せて埋戻すこととなります。

講堂の北側につきましては、陸田や畑として利用されていたところで、畦なども残っておりますが、遺構の確認面まで約40cmの保護層が残っていることから、西側から東側に擦り付けるように造成いたします。

また、浸透施設築造及び造成とある箇所は、遺構の確認された箇所を避け、特に北東の四角で囲ってある部分は、試掘調査の結果、遺構の無いことが確認されていますが、さらに保護層として土を盛り上げその層の中で排水処理を行うような自然浸透方式による処理を行い、造成地内には芝生を張る予定となっています。

掘立柱塀跡地の整備については、柱の表示として木柱を置き、塀の跡にはヤマブキの植栽を予定しております。

園路整備につきましては、西門から西に向けて整備をしますが、丁度、園路の先が風土記の丘資料館の北駐車場になりますので、商工観光課からの説明のとおり、観光客が周遊できるような、回遊性が促進されるような整備となるのではないかと思います。

また、本来、古代寺院については、南正面から入るのが理想ですが、現時点では中門の南側の地権者の協力が得られないことから、この方法が今のところ最善の方法かと思えます。

次に、資料2の6頁「**地域の文化財の総合的な活用に係る基本計画（仮称）策定事業**」であります。下野市の文化財の総合活用を促進しようということで、平成30年度から取り組んでいる事業であります。

この計画の中で、重点区域を設けるとともに、現在指定の及んでいない文化財をはじめ、5年後、10年後に指定すべき文化財もリストに含め、それらをどのように整理し、活用できるかを計画の中で協議しています。

現在、この計画の策定作業は終了に向けた段階に入っており、今後、パブリックコメントを実施し、議会報告を行いたいと考えています。

また、11月にこの関連事業としてシンポジウムを開催したところ180名の方に参加していただきました。

次に、資料2の7頁「**歴史的風致形成建造物の調査・継承支援事業**」であります。この事業は、小山工業高等専門学校歴史環境計画研究室の安高先生にご協力

いただき、小山工専の学生さんと重点地区である薬師寺地区の建造物について調査を実施していただきました。

その結果、50年以上経過している建造物が、約80棟以上あるということが判明し、また、江戸時代の街道に面した町割りを残した塀なども残っておりますので、建物だけでなく街道と地割なども記録保持することが必要であるとの提言を受けております。

さらに、下段になりますが、天平の丘公園に移築されました古民家「夜明け前」については、現在はレストランとして使用しておりますが、こちらも、小山工専の学生さんに調査をしていただき登録有形文化財に結びつくような資料を作成していただきました。

また、文化庁の調査官に現地調査をお願い、ご確認いただきました。現在、認定に向けてこの資料を提出したところです。今後も地域ごとにこのような調査を継続して進めたいと考えています。

次に、資料2の8頁「しもつけ風土記の丘資料館整備事業」であります。現在、国の国宝重要文化財等保存整備費補助対象事業として、来年度の完成に向けて作業を進めています。

風土記の丘資料館は、35年前に県が建設したものを平成27年度に市が移管を受けました。その際、常設展示室については、県で使用していたものをそのまま使用しております。その後、平成29年度に甲塚古墳出土の埴輪群が重要文化財の指定を受けましたが、重要文化財を保管・展示するには条件が不十分と判断され、文化庁との協議で機能の充実や改善策が提示されました。

県から移管を受けた際、手を加えていなかったことで、補助事業として二重投資には当たらないことから、今回改めて国の補助を受けて改修を実施することとなりました。図の中央箇所が重要文化財の埴輪を展示するスペースになります。

また、常設展示室の全面改修を行います。展示室の入り口は今までと変えず、入ると右周りに時系列の展示を想定していますが、展示スペースの問題やこの資料館の所在地が史跡下野国分寺跡と国分尼寺跡の間であること、また、周りには古墳群があることなどから、県の展示コンセプトを踏襲し、弥生時代の終わり（古墳時代）から平安時代の終わり頃の時期に対しての展示を行う計画を進めております。

次に、資料2の9頁「学びの場活用事業」であります。国分寺西小学校の用途変更の手続きが済んでから着手させていただきたいと考えています。

用途変更には時間がかかるため、もう少し先になるものと感じています。

次に、資料2の11頁「歴史文化発信事業」であります。すでに風土記の丘資料館や下野薬師寺歴史館や史跡地等で実施しておりますが、国分寺跡や国分尼寺跡などにスマートフォンやタブレットをお持ちいただきアクセスしていただくと七重塔や中門などの映像をご覧いただくことができます。音声や文字による解説については、日本語と英語での2か国語対応となっております。

この事業はこれまで国庫補助事業として実施しており、昨年は、日光街道、一里塚、一昨年前は市内の県指定古墳や残念ながら新幹線の工事などで滅失してしまった古墳や約50年前に中学校建設に伴い発掘調査後に煙滅してしまった古墳などの映像を貯砂成果をもとに復元し再現しています。

次に、資料2の12頁「ローカルガイド育成事業(文化財観覧ガイド養成事業)」であります。年5回講座を開催したところ延べ341人の方に受講していただきました。また、4回以上受講された方に終了証を交付し、29人の方に本市の文化財の観覧ガイドとして登録していただき活動を開始しています。

この講座については、市内・外を問わずご参加いただいておりますが、なるべく平日勤務されている30・40代の方にも積極的に参加していただこうと、講座を土曜、日曜日に開催していますが、残念ながら思うように参加していただけない状況にあります。また、若い世代にも参加していただければと感じており、資料館には写真のように市内外の小学生が多数見学に来ていますので、将来的には、小学生が小学生に解説できるような仕組みが取れば一番良いと考えております。

次に、資料2の13頁「民俗芸能・伝統行事継承事業」であります。生涯学習文化課の説明とも連動しますが、地元の子供たちの伝統芸能等の活動が中心になりますが、子ども相撲や茅の輪くぐり等に関する事項を掲載しています。

課題と対応方針が空欄になっていますが、やはり、少子化が問題になっていきますし、子どもたちは数が減ったことにより、集団行動がとり易くなっていますが、いざ、講座等の行事をお願いする段になると講師の方が高齢のため、教えていただける機会が段々と少なくなっている状況となっています。このままだと情報や伝承された技術が途絶えてしまう恐れも危惧されます。できるだけ早い時点で、情報の共有化が図れればと感じています。

これらの調査について、歴史的風致維持向上計画に盛り込みましたが、伝統的な技術や知識のある方とも早い段階で連携とれればと感じています。

次に、資料2の15頁「歴史学習事業」であります。主に小学校に出向く出前講座で、江戸時代からの技術として手カンナを使用した干瓢剥きの体験講座を実施しました。

その他に子ども向けの歴史講座を開催し、子どもたちが子供たちに発表できるように歴史の学習を進めてもらっています。

また、薬師寺歴史館に近接する薬師寺小学校と連携し、全校児童参加型のSI一体験学習として紅花、菜種、エゴマなどの育成を進めております。

10数年前からボランティアの方と連携してエゴマや紅花を絞って油を作り、中秋の名月の時に回廊のところで燈明皿に火を灯す古代の儀式に似たイベントを地元の方々にもご協力をいただいて開催し、あわせて地元のコーラスグループによるイベントなども実施しています。

夜の事業なので多くの方に参加していただくのは難しいのですが、小学校との

連携事業として、満月が良く見えるなどその日の天候にもよりますが、毎回、300名近くの方にご参加いただいております。

次に、資料2の17頁「干瓢生産道具保存活用事業」ですが、東日本大震災の後から始まった事業になります。震災で納屋が被害を受け、離農する方やもう一度納屋を立て直したいという時に、古い道具を処分したいが、引き取って貰えないだろうかということで、干瓢に関する古い道具を多数いただきました。

10数年前になりますが、県立博物館が鹿沼市、栗野町地区で行われている麻生産に関する資料をまとめ、重要民俗文化財の指定を受けたことから、それに倣って、干瓢の生産道具について、きちんと纏めて記録した方が良さだろうということとなり、調査・保存・活用のため県の補助事業として改めて壬生町・上三川町と連携し道具の図面作成などの作業を現在進めています。

調書については、子どもたちの体験講座に関する記載をしています。

文化財課（橋本高志）

次に、資料2の23頁「文化財の修理・整備に関する取組み」ですが、下野薬師寺跡第3期整備事業と下野国分尼寺跡第2期整備工事になります。

文化財の保存のための修理・整備の取組みになりますが、下野薬師寺跡保存整備事業と下野国分尼寺跡保存整備工事を実施いたします。

次に、資料2の24頁「文化財の保存・活用を行うための施設に関する取組み」ですが、文化財の保存・活用を行うための施設ということで、しもつけ風土記の丘資料館と下野薬師寺歴史館に関する取組みになります。

しもつけ風土記の丘資料館につきましては、先ほど説明させていただいたとおりですが、下野薬師寺歴史館については平成13年の開館になりますので、展示のリニューアルを行うため、整備基本計画の策定作業を行ったところです。

次に、資料2の25頁「文化財の保存・活用の普及・啓発に関する取組み」ですが、こちらについては、デジタルコンテンツの充実を図るほか、パンフレットの作成や情報案内・説明板の設置を行います。

なお、デジタルコンテンツの充実を図るため、これまで作成しました下野薬師寺・古墳・日光街道の復元VR画像を公開と下野国分寺及び国分尼寺復元VR画像の制作を行った他、ローカルガイド育成として文化財ガイド養成講座を行いました。

次に、資料2の27頁「ローカルガイド育成事業における文化財観覧ガイド養成講座」ですが、下野薬師寺跡や下野国分寺跡などに訪れる来訪者等に対し、案内・説明を行うガイドを要請するために、講習会やガイド認定制度の導入を行いました。

制度導入により講座の受講者数が計画策定前と比較したところ、34%増加し、

ガイドの登録数も20名から29名になりました。

実施・検討にあたっての課題といたしましては、文化財が多く集中する古代の内容の講座が多いため、今後は、中世～近世の文化財に関する講座を開催し、知識に偏りのないガイドを養成する必要があります。

会長（荻谷勇雅）

文化財課の事業について丁寧な説明がありましたが、何か質問がありますか。

委員（長田哲平）

事業年度の表記で、平成30年度からといったものがいくつかありました。

この事業が始まったのが、令和元年度からになると思いますので、表記の方法が気になりました。

それから、17頁の保存活用事業で、古い道具の図面を残すとありましたが、16頁で新しい道具が生産されないとあったので、これらの図面についても連動されたのが良いと思います。

文化財課長（山口耕一）

事業年度が平成30年度から始まっているものは、歴史的風致維持向上計画が始まる以前から市単独や国庫補助事業として既に着手している事業でこのような表記になっています。表記の方法に修正が必要であれば修正いたします。

会長（荻谷勇雅）

国の補助事業に表記を合わせないと齟齬がでると思います。

文化財課（橋本高志）

歴史的風致維持向上計画の国との協議の中では、このような表記でお願いしますということでした。

文化財課長（山口耕一）

干瓢生産に関する道具ですが、農政課から最後の道具との説明がありましたが、現在使用されている道具は、干瓢を縦に刺して縦回転しますが、古い時期の道具は、ふくべの上を横に向けて回転させて剥く仕組みです。また、これらの古い道具については、特許等も取られておりそれについても調査しています。

これらの道具の変遷で古い道具から新しい道具への変化も分かりますし、干瓢剥きの歴史も追えますので、それらも纏めて総括的な資料として作成したいと思います。

会長（荻谷勇雅）

生涯学習文化課と文化財課の事業では、かなり似通った事業がありますが、一つに纏めて整理することはできませんか。

文化財課長（山口耕一）

生涯学習文化課の事業のうち例えばお囃子などは地元で即した事業になりますが、茶道、華道、琴、礼法、着付け等は、汎日本的な文化となり、生涯学習文化課の補助事業として実施されています。

文化庁からは、あまり汎日本的なものに偏らないでくださいという指示がありまして、逆に文化財課で実施している事業は、地元で即したものを抽出して実施していますので、ここで棲み分けをしています。

できるだけ、地元で即した事業に置き換えてくださいと指示されています。

委員（阪田和哉）

生涯学習文化課の事業と文化財課の事業について、連携し合えるものは連携して実施し、そうでないものは別々に実施するということが良いと思いますが、仕分けを明確にした方が良いと思います。

13頁の民俗芸能・伝統行事継承事業で、教えてくれる方が高齢になってしまい、調査をする段階で継承できなくなったものもあるということであれば、実施・検討に当たっての課題と対応方針の欄に正確に記載しておくべきだと思います。

9頁の学びの場活用事業ですが、説明の中では、現在、用途変更の手続きがあり、用途変更の許可がおりてから着手するということがありますが、進捗状況等については未記載となっており、用途変更の手続き中とか現状を記載した方が良いと思います。

文化財課（橋本高志）

国分寺西小学校には校舎が2棟あり、文化財課では北校舎を使用する予定ですが、当面の間、資料を保管する倉庫として利用することから、用途変更の許可は不要になるものと伺っております。

しかしながら、今後、展示施設としての利活用も想定していることから、具体的な計画を検討する段階では、改めて開発の手続きについて相談をしたいと考えております。

会長（荻谷勇雅）

用途変更は、建築基準法上の許可ですか。

文化財課長（山口耕一）

補足となりますが、これまでの説明は都市計画法上の用途変更の話ですが、建築基準法上の用途変更も使い方によっては必要になってくるとおられるため、この辺についても良く確認しながら取り組んでまいります。

会長（荻谷勇雅）

しもつけ風土記の丘資料館の再整備ですが、これは素晴らしいことであると思

います。随分費用が掛かりますね。また、整備は来年度で完了しますか。

文化財課長（山口耕一）

来年度で完了する予定です。

展示室の改修と今年度事業で重要文化財を保管する免震収蔵庫を整備しましたので、来年は、基本的に増築と展示室の改修がメインになります。

基本的には、国庫補助 1 / 2 と基金で対応します。

会長（荻谷勇雅）

その他、ご意見、ご質問等ございますか。無いようですので、説明ありがとうございました。続きまして都市計画課より説明をお願いします。

都市計画課長（伊澤仁一）

それでは、資料 2 の 1 頁「歴史的風致及び向上に向けた連携並びに推進体制」について、説明をさせていただきます。

推進体制については、都市計画課及び文化財課を中心に事業を実施し、関係各課との連携を図りながら、下野市歴史的風致維持協議会において、計画の推進状況や変更内容、効率的かつ円滑な事業実施に向けて意見をいただきながら事業を推進してまいります。

また、具体的な事業の取組みについては、国や県の指導を仰ぎながら、関係各課と連絡調整を行いつつ、対象となる文化財の所有者や周辺住民等とも協議のうえ実施してまいります。

今年度におきましては、10月31日に第1回会議を開催し、計画の実施状況について説明をさせていただきました。

本日の会議では、令和元年度の実施事業についてご審議いただき、ご意見をいただきたいと思っております。

次に、資料 2 の 2 頁「重点区域における良好な景観を形成する施策」であります。施策としては都市計画及び景観施策との連携となっております。

歴史的風致維持向上計画に位置付けられている 2 か所の重点区域については、市街化調整区域となっているため、都市計画及び建築の制度や誘導施策と連携しながら、両重点区域の更なる歴史的風致の維持向上に取り組んでまいります。

現時点での評価であります。国の指定文化財である下野薬師寺跡及び下野国分寺跡・国分寺尼寺跡と緑地環境地域の国分寺跡周辺については、栃木県屋外広告物条例により屋外広告物の掲示禁止地域とされておりますので、景観が保全されていると評価しております。

今後は、令和 3 年度を目標に「景観計画」「景観条例」を策定し、重点区域における歴史的風致の維持向上を図ってまいります。

次に、資料2の19頁「**景観計画の策定**」であります。下野市は平成31年4月1日に景観行政団体に移行したことから、令和2年度は、外部委員で構成される景観計画策定委員会及び市幹部職員で構成される庁内策定委員会を組織し、景観計画を策定してまいります。

景観計画では、薬師寺地区及び国分寺地区を重点区域と位置づけ、建築物等の規制誘導について、周辺住民の合意形成及び周知を図ってまいります。

今年度の実施事業につきましては、市民の景観に関する意識向上を図るために、栃木県景観アドバイザー制度を活用し、12月12日に東京大学名誉教授の堀繁先生を招き、「景観とまちづくり」と題して講演会を開催しました。

講演会当日は約70名の参加者があり、賑わいのあるまちづくりを目指すための方策について、事例写真などをもとに分かりやすい説明を受けました。

令和2年度は、現在の景観の状況を把握し、下野市の特色を生かした景観づくりを実現するために、景観に関する基礎調査や市民を対象とした意識調査を実施していきます。

次に、資料2の22頁「**情報案内・説明板設置事業**」であります。現在、市内の様々な場所に、評価調書に記載されている写真のような説明板や誘導板が設置されております。

これらは合併前の旧町時代に設置されたものが多く、表示内容やデザイン等に統一感が欠けるため、今後、景観計画を策定していく中で統一したものを検討し、令和10年までの事業期間で設置してまいります。

次に、資料2の26頁「**歴史的風致**」カードに**栃木・下野市の魅力発信**」であります。認定を受けた際に、歴史まちづくりへの関心・理解を深めてもらうため歴史まちづくりカードを作成し、各種メディアに協力をいただき、PRのための情報発信を行いました。今後も機会あるごとにこういったPRに努めていきたいと考えています。

説明は以上となります。

委員（小林利孝）

情報案内説明板について、評価調書事業の開始時期が令和2年からになっているが、進捗状況一覧では令和3年からになっています。どちらが正しいのですか。

都市計画課長（伊澤仁一）

申し訳ありません。

令和2年からの実施が正解で、進捗状況一覧については修正します。

委員（小林利孝）

観光客を呼ぶためには、やはり情報案内観光板が重要であり、文化財保護審議会の仲間から出てくる声は「早く看板を作ってほしい。」とのこと。

文化財の担当の方は、やはり、統一がとれたしっかりしたものを作りたいと考えていると思います。

看板設置については、短期間で実施することが多くの観光客に喜ばれることではないのかと思います。

ぜひ、下野市の情報案内の説明板については期待をしていますので、できるだけ早く、多くの方に喜んでいただけるように設置をしていただきたい。

会長（荻谷勇雅）

今の意見は非常に重要なことであり、ある程度のスピードをもって、それぞれの場所の歴史的風致にあっていることと、市全体としての統一がとれていること、そしてきちんとしたデザインのものを作らないとばらばらになってしまうと思うので、心してやってもらいたいと思います。

文化財課長（山口耕一）

県の補助をいただき、壬生町と上三川町と下野市の古墳に関しては、全部同じデザインで統一ということで、国指定、県指定の古墳の解説板は全く同じデザインになっています。

委員（分田久貴）

景観計画と景観条例の策定が令和3年度になっていますが、施行については、令和4年4月ということでしょうか。

都市計画課長（伊澤仁一）

令和4年4月1日を予定しています。

委員（分田久貴）

情報案内・説明板について、景観計画の中で検討するということでは、設置は令和4年度以降になってしまうので表現を変えた方が良いでしょう。

会長（荻谷勇雅）

情報案内・説明板について、景観計画に基づいて設置するという表現を変えた方がいいということですね。

景観計画、屋外広告物条例を作るということですが、得てしてゆるくなってしまう傾向があり、全市を見て作ると歴史的風致が濃厚に残っている部分については、一般的な規制だとより繊細にできなくなってしまうため、その部分についてはしっかりやっていただきたい。

屋外広告物条例についても、歴まち計画の精神に基づいて頑張って作ってほしい。

委員（長田哲平）

案内板・説明板と景観計画についてですが、頂いた資料を見ますと案内板・説明板のデザインや形については景観計画策定の中で調査・検討し、市民へのアンケート等も行うようなので、同じ時期に進めながら、設置は令和4年度からになるものと思ったのですが、景観計画の策定の時にこういったメンバーでどのような検討をするのかが分かりづらいので、その辺も入れてもらいたい。

都市計画課長（伊澤仁一）

景観計画を策定する上では、学識経験者や各団体の長の方、また、市民の方にも公募委員として入っていただき、いろいろな意見をいただきながら、計16名程度の委員で構成する委員会を立ち上げ、計画を策定していきたいと考えています。

現在策定されている先進地の計画も参考にしながら、歴史的風致についても十分考慮した景観計画を策定したいと考えています。

会長（荻谷勇雅）

全国の計画を参考にすることもいいのですが、先進的な計画を下野市でやってもらいたいと思います。

それから行政の方はご存知かもしれませんが、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が閣議決定され、その中では、文化財を文化資源としてとらえて広げていくものになります。

まだ、歴史的風致維持向上計画との関連はわかりませんが、一周遅れではなく、一周先に取り組んでももらいたいと思います。

会長（荻谷勇雅）

他に質問はございますか。

無いようなので、以上で協議は終わりかと思いますが、28頁にある法定協議会等におけるコメントは、どのようにチェックするのですか。

市の方で纏めたものを委員がチェックするのですか。

都市計画課長（伊澤仁一）

本日頂いた意見を市の方で集約し、各委員の方に見ていただいて最終的な取りまとめとしたいと考えています。

会長（荻谷勇雅）

市の方で取りまとめ、各委員の方に回すということですが、いつごろまでになりますか。

都市計画課長（伊澤仁一）

取り纏めもありますので、3月中には各委員の方にお渡ししたいと思います。

会長（荻谷勇雅）

それでは、その他に移りますが、事務局からは何かありますか。

事務局（小野田輝久）

特には、ございません。

会長（荻谷勇雅）

それでは、本日予定されたものはすべて終わりましたので、事務局に進行をお返しします。

都市計画課長（伊澤仁一）

長時間に渡りましてご審議有難うございました。

以上をもちまして、第2回下野市歴史的風致維持向上協議会を閉会いたします。

委員の皆様には、お疲れ様でした。

有難うございました。